

大学改革支援・学位授与機構法第十六条の二に規定する助成業務の実施に関する基本的な指針【概要】

一. 中長期的な人材育成の観点から特に学部設置等の支援が必要と認められる分野（特定成長分野）

特定成長分野は、

- ・ 政府全体の戦略・方針(科技イノベ基本計画等)に掲げられているデジタル・グリーンを中心とした成長分野であり、
- ・ 学位分野としての理学関係・工学関係・農学関係分野（いずれかの学位分野を含む融合分野も可）とする。

二. 選定方法に関する基本的な事項 ※詳細は基本指針に即して機構が設定

○ 機構は、大学（学部・大学院を置くもの）・高専に対し、以下の助成を実施

支援1： 学部再編等による特定成長分野への転換等支援（対象：私立・公立の大学の学部・学科）

支援2： 高度情報専門人材の確保に向けた機能強化支援（対象：国公私立の大学（大学院段階の取組を必須）・高専）

受付期間 令和14年度までに集中的に受け付け（支援2は令和7年度までを基本）

選定方法 資格要件： 修学支援新制度の機関要件と同様の財務状況や収容定員充足率、
社会における具体的な人材ニーズ等

審査の観点： 学生数拡充、学生確保の見通し、企業・自治体等との連携、初中段階との連携、女子学生確保等

○ 国際卓越研究大学に認定された場合、大学ファンドと併せての受給は不可（基金への申請は可）

※先行して機構から助成を受けた場合、交付対象となった計画を履行

○ 支援2に伴う国立大学・高専の学部・学科の定員増について、一定の猶予期間内に他学部等の定員を中心に縮減する特例的扱い

○ 適切に機構の実施体制を整備（外部意見を反映できるものとなるよう留意）

三. 交付方法に関する基本的な事項 ※詳細は基本指針に即して機構が設定

○ 支援区分ごとの対象とする取組の性質、計画の内容等に応じ、最長10年間の支援

支援1： 検討・準備段階から完成年度までを支援（施設設備整備費等の初期投資を中心）
定率補助・20億円程度まで（早期実施、総定員の増加を伴わない取組を優遇）

支援2： 大学院・学部段階の機能強化の取組を長期支援（施設設備整備費、人件費等）
定額補助・10億円程度まで（大学院段階の定員増等による体制強化を原則）

※原則として大学院段階の取組を必須とするが、学部段階の取組を先行させることも可能

※規模や質の観点から極めて高い効果が見込まれると評価される計画を有する一定数（5件程度）の大学に限り、さらに一定額（最大10億円）を加算することも可能

○ 機構において助成業務の効果を測定、公表するとともに、各大学・高専の相互の連携等を促進

